

阿賀野市ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の医療費（本人負担分）を助成する制度です

1 助成対象者

ひとり親家庭の父・母とその児童、または、父母のいない児童を養育する人とその児童。児童とは、次のいずれかに該当する人で、かつ、18歳を迎えた後の最初の3月31日（18歳の年度末）までにある人をいいます。ただし、児童の心身に一定の障がいがある場合は、20歳未満まで対象となります。

- ① 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童 [離婚]
- ② 父または母が死亡した児童 [死亡]
- ③ 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童 [障がい]
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童 [生死不明]
- ⑤ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童 [遺棄]
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 [保護命令]
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 [拘禁]
- ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童 [未婚]
- ⑨ その他、①～⑧に該当するか明らかでない児童

- ※ 次の場合は、対象になりません。
- ・児童が、児童福祉施設に入所したり、里親に委託されている
 - ・阿賀野市重度心身障害者医療費助成の対象である
 - ・生活保護を受けている
 - ・所得が制限額以上である（下記参照）

所得制限

申請者および生計を共にする扶養義務者等（申請者の父母、兄弟姉妹など）の前年所得が、次表の制限額以上の場合は、その年度（10月から翌年9月まで）の医療費助成を受けられません。

所得の計算方法（前年の状況を基に算定）

所得＝年間収入－必要経費（給与所得控除額等）＋養育費の8割－諸控除

- ※ 諸控除には、障害者控除、特別障害者控除、医療費控除などがあります。詳しくはお問い合わせください。

所得制限額表（令和6年11月から）

扶養親族等の数	所得制限額	
	申請者	扶養義務者等
0人	2,080,000円	2,360,000円
1人	2,460,000円	2,740,000円
2人	2,840,000円	3,120,000円
3人	3,220,000円	3,500,000円
4人	3,600,000円	3,880,000円
限度額への加算	老人扶養親族がいる場合 1人につき100,000円加算 16歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合 1人につき150,000円加算	老人扶養親族がいる場合 1人につき60,000円加算。 ただし扶養親族が老人のみの場合は2人目から加算。

- ※ 扶養親族等の数は、原則、所得税法上の扶養親族数によります。なお、申請者が対象児童を所得税法上の扶養親族としていない場合でも、前年12月31日時点で申請者が児童の生計を維持していることが確認できるときは、児童を扶養親族数に数えられます。

2 受給者証の有効期間

10月1日から翌年9月30日まで（交付申請月の翌月初日から9月30日まで）

3 受給者証の更新手続

毎年8月に更新の手続があります。7月末に市役所から書類を送付しますので提出してください。手続を行わないと、その年の10月から助成を受けられません。

4 自己負担（一部負担金）の金額

- ◆ 通院：530円／1日（満たない場合はその額）
（同月、同一医療機関で5回目から無料）
 - ◆ 入院：1,200円／1日
 - ◆ 外来薬局：なし
 - ◆ 訪問看護療養費：250円／1日（月12回まで）
 - ◆ 食事療養費：保険者から標準負担額減額認定証の交付を受けている人は、一部負担金を助成します。
- ※ 保険適用外の治療等については自己負担となります。
- ※ 18歳を迎えた後の最初の3月31日までにある児童は、一部負担金はありません。（医療費無料）

（裏面に続きます）

⑤ 受給者証の使い方

医療機関で診療を受けるときに、保険証と受給者証を窓口に提示してください。

⑥ 償還払い

次のような場合は、償還払いの申請により、後日助成額を振り込みます。

- ・受給者証を提示せずに自己負担額（2 割または 3 割）を支払った
- ・県外の医療機関を受診した
- ・医師から治療上必要と認められた補装具や眼鏡などを作成した

償還払いの申請に必要なもの

- ① 保険点数の記載がある領収書
- ② 受診した人の健康保険証と受給者証
- ③ 申請者（保護者）の通帳
- ④ 保険者が発行した療養費支給決定通知書【10 割負担した場合】
- ⑤ 医師の証明書（作成指示書）【補装具や弱視治療用眼鏡を作成した場合】

⑦ 届出が必要な場合

次のような場合は、受給者証をお持ちの上、速やかに届け出てください。

- ・住所、氏名が変わった
 - ・加入している健康保険が変わった
 - ・扶養義務者の変更（転出転入など）があった
 - ・申告した所得に変更があった
 - ・父（母）の婚姻など、助成対象であるひとり親家庭等に該当しなくなった
- 婚姻には、「事実上婚姻関係と同様の状態にある場合（事実婚）」を含みます。
同居していなくても、頻繁に定期的な訪問があり、かつ定期的に生活費の補助を受けている場合は、事実婚と扱います。

⑧ 転出する場合

他市町村へ転出する場合は、転出の日から受給者証が使用できなくなります。転出届の手続の際に受給者証を返却するか、必ず破棄してください。

問い合わせ先

〒959-2092 阿賀野市岡山町 10 番 15 号

阿賀野市役所 社会福祉課 児童福祉係 Tel.0250-62-2510（内線 2152）